

第五十五回 参議院建設委員会會議録第二十号

昭和四十二年七月四日(火曜日)

午前十一時開会

委員の異動

六月三十日

大森 久司君

温水 三郎君

七月三日

大森 久司君

温水 三郎君

出席者は左のとおり。

藤田 進君

委員

石井 桂君

熊谷 太郎君

小山 邦太郎君

中津井 真君

瀬谷 英行君

田中 一君

松永 忠二君

春日 正一君

相澤 重明君

国務大臣 建設大臣

政府委員 建設省計画局長

建設省河川局長

古賀 四郎君

事務局側

常任委員会専門員

中島 博君

説明員

林野庁指導部長 手束 羔一君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○土地収用法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○土地収用法の一部を改正する法律施行法案(内閣送付、予備審査)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査(治山治水事業並びに和知ダムの水門決壊事故に関する件)

○委員長(藤田進君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

理事の補欠互選についておはかりいたします。大森久司君が六月三十日委員を辞任され、昨日再び委員に選任されましたが、この際その補欠互選を行ないたいと存じますが、互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に大森久司君を指名いたします。

○委員長(藤田進君) 土地収用法の一部を改正する法律案及び土地収用法の一部を改正する法律施行法案を一括して議題といたします。

両案につきましては、すでに説明を聴取いたしましたので、その補足説明を聴取いたします。

計画局長。

○政府委員(志村清一君) ただいま議題となりました土地収用法の一部を改正する法律案につきま

して、逐条的にその内容を御説明申し上げます。

まず第八条の改正であります。これは今回新たに、土地等の仮登記権者、買戻し特約登記権者、差し押え債権者及び仮差し押え債権者を関係人とし、これらの者を収用手続に取り込むこととしたものであります。

次に第十条の二の新設は、起業者が取得した土地の管理については、現行法では規定がないので、これが適正管理等を内容とする規定を追加することとしたものであります。

次の第十五条の二及び第十五条の四の改正は、従来土地細目公告前の制度としてあった、あつせん制度を、事業認定の告示前の制度として規定したものであります。

次の第十八条の改正は、今回土地所有者等に補償請求権を与えることとしたので、起業地の範囲がよくわかるように事業認定の申請書等を整備することとしたものであります。

第二十六条の改正及び第二十六条の二、第二十八条の二の新設も、起業地の範囲等を明確に周知させる趣旨のものであります。

次に、第二十八条の三の新設は、従来土地細目公告の効果であつた起業地の形質変更禁止を、事業認定の告示の効果として規定したものであります。

次の事業認定の有効期間を定めた第二十九条の改正は、今回土地細目公告を廃止したこと、及び収用または使用の裁決を、権利取得裁決と明け渡し裁決とに分離したことに伴い、それぞれの裁決の申請または申し立ての期限を定め、それを経過したときは、事業認定が失効することとしたものであります。

第三十条の改正及び第三十条の二の新設は、事業の廃止、変更により土地の収用等の必要がなくなったとき、及び土地の取得を完了したときに、

告示や市町村長への通知を行なうこととしたものであります。

次に、第三十一条から第三十四条の六までの改正または新設は、従来の土地細目公告に関する規定を廃止し、事業の認定後の収用等の手続を保留する制度について定めたものであります。

すなわち、土地細目の公告制度は、収用しよとする土地を具体的に公告する手続であり、今回の改正で、原則として事業の認定のときの価格で補償額を算定することとするともに、土地所有者等には、そのときから補償請求権を与えることとし、事業認定時にすでに起業地の範囲が明らかとなつておりますので、土地細目の公告制度を廃止して、手続を簡素化したものであります。

しかし、事業認定は、一つの事業の全体について行なうため、その事業の規模あるいは性格、用地取得のための資金措置等、種々の関係で一挙に用地取得に取りかかれない場合も多いと考えられますので、すぐに用地取得に入る用意がない区域につきましては、起業者は、事業の認定の申請にあたり、一時収用手続を保留することを申し立てることができることとし、用地取得の用意が整つたときは収用手続開始の告示をして、収用の手続に入ることにいたしました。また、この手続保留地につきましては、一部の規定を除き、手続開始の告示があつたときは事業認定の告示があつたときとみなして、この法律の規定を適用することとしたのであります。

次に、第三十九条の改正は、土地細目公告の廃止に伴い、起業者は事業認定の告示の日から一年以内に、収用または使用の裁決申請をしなければならぬことに改めるとともに、土地所有者等が、自己の権利にかかる土地について、起業者に対し裁決申請の請求ができることとしたものであります。

次に、第四十条及び第四十一条の改正は、今回の改正案で土地に対する補償金の額を、事業認定の告示のときの価格に押え、土地所有者等に裁決申請請求権及び補償請求権を与えたのに伴い、従来ややもすれば形式に流れ、実効の薄かった法定協議の制度を廃止したものであります。

次に、現行法第四十二条の改正は、これを第四十条に位置を移すとともに、裁決申請の手続を簡略化して手続の迅速化をはかることとしたものであります。

次に第四十四条及び第四十五条は、土地所有者等から裁決申請を請求した場合の裁決申請の特例を定めた新設条文で、請求を受けた起業者は、二週間以内に裁決申請すべきこととし、これに応じず申請書の記載事項を簡略化する等を規定したものであります。

次に第四十五条の二と第四十五条の三は、裁決手続開始の決定の制度を新設したもので、収用委員会がこれを告示し、嘱託登記した後は、その登記にかかる権利を承継した者は、相続人等を除き、その承継を起業者に対抗できないこととしております。なお、この登記前は、補償請求権は差し押えや譲渡等ができないこととし、登記後にもすでに土地について差し押え等がされている場合は同様としております。

次に第四十六条の二から第四十六条の四までの規定は、補償金の支払い請求の制度を新設したもので、土地所有者等の利益の保護と周辺地の土地所有者等との均衡保持のために、土地所有者または土地に關して権利を有する関係人が、事業認定の告示後は、いつでもこれらの権利に対する補償金の支払いを請求することができることを規定したものであります。

第四十六条の四は、補償金の支払い請求を受けた起業者は、請求を受けた日から二カ月以内、そのときにまだ裁決手続開始の登記がされていないときはその登記から一週間以内、自己の見積もりによる補償金を支払わなければならないことを規定したものであります。

次に第四十七条の二から第四十九条までは、収用または使用の裁決を、権利取得裁決と明け渡し裁決とに分離したものであります。すなわち、第四十七条の二においては、裁決を分離すること及び明け渡し裁決は、起業者または土地所有者等の申し立てを待つて、権利取得裁決のあつた後か、またはこれとあわせて行なうことを定めたものであり、第四十八条及び第四十九条は、それぞれの裁決における裁決事項を定めたものであります。

次に、第五十条は、裁決を分離したことに関連しまして、和解についても、権利取得に関する事項と明け渡しに関する事項とについて、それぞれ成り立つものとしております。

次に第六十七条の削除は、二以上の収用委員会の合同審理及び裁決の制度が従来全く活用されていなければならず、手続が煩瑣で裁決の遅滞を招くことにかんがみ、これを廃止するものであります。

次の第七十一条から第七十三条までの改正は、今回の改正案の最大の主眼点でありまして、現行法では、補償額を裁決時の近傍類地の取引価格等を考慮して算定してありますのにに対し、土地の対価に当たる補償額を、事業認定時の近傍類地の取引価格等を考慮して算定した額に、権利取得裁決時までの物価の変動に応じて政令で定める修正率を乗じて得た額とし、それ以外の地上物件の移転料や収用によって通常生ずる損失の補償は、現行法どおり明け渡し裁決のときの価格によって算定するものとしております。第七十一条が収用の場合、第七十二条が使用の場合の土地についての対価補償の原則であり、第七十三条がその他の補償の原則であります。

次に、第九十条の二から第九十条の四までの新設は、補償請求者に対する裁決基準の特例を定めたものであります。すなわち、第九十条の二で、補償請求者については、物価の変動に應ずる修正は、裁決時ではなく補償金の支払い期限までの期間について行なうものとし、第九十条の三で、補償請求に応じて支払った額が少なかった場合、そ

れが遅滞した場合は、全体の額に対する遅滞額の割合に応じて日歩五銭、三銭、一銭七厘の三段階の加算金を支払うべきものとしております。第九十条の四では、土地所有者等から裁決申請の請求を受けてから二週間以内にその申請をしない場合は、起業者が日歩五銭の過怠金を支払わしめることを定めております。

また、第九十六条は、裁決手続開始の登記前に差し押え、仮差し押えがされている場合に、差し押え権者等の地位を保全するため、これについての補償金は、直接裁判所等に支払うべきこととした新設規定であります。

次の第百条及び第百一条の改正は、裁決の分離に伴い、裁決の失効及び権利の取得、消滅等の規定を整理したもので、所有権の取得その他の権利の消滅を、権利取得裁決の効果とするとともに、従来明確でなかった差し押え、仮差し押え、仮処分の効力が収用によって消滅することを明文化する等を行なったものであります。

次に、第百一条の二は、権利取得裁決後も、従来の土地所有者等は明け渡しの期限まで明け渡しを猶予することを規定し、その利益をはかるうとするものであります。

次に、第百四条の二は、補償請求に応じて支払った見積りも補償金に過払い額があつた場合の調整の規定であります。

次に、第百六条の改正は、収用された土地の旧所有者の買い受け権の生ずる時期を、個々の収用の時期から起算するのは不公平であることにかんがみ、一律に事業認定の時から起算することとしたものであります。

次に、第百八条から第百十五条までの収用委員会の調停の規定の削除は、この調停が同じく収用委員会による和解の制度と重複する面が多く、従来もほとんど活用されず、実効があがっていないことにかんがみ、今回これを廃止したものであります。

次に、第百十六条から第百二十一条までの改正は、従来土地細目公告後一年内に限り認められて

いた協議の確認の制度を、事業認定後裁決申請までの間に広く認めて、その活用をはかるよう措置するものであります。

次に、第百二十五条の改正は、事業認定の申請や裁決申請の手数料について、これらの事務に要する費用や今回の改正に伴う手数料の増加に対応することができるようになるため、これらの手数料の限度額を引き上げることとしたものであります。

次に、第百三十六条の改正は、今回の改正に伴い収用委員会の審理の促進が特に重要となることにかんがみ、不必要に多数の代理人が出席して審理が遅延することのないよう措置したものであります。

次に、第百四十条の二は、今回の改正に伴い、事業認定、手続開始、裁決の申し立て等の際に、都道府県知事、市町村長、収用委員会、起業者等の相互間の通知、その他の手続などについて必要な規定を置くために設けたものであります。

以上のほか、これらの改正に伴う、手続の整備及び条文の整理を行なっております。

最後に、附則は、本改正法の施行期日、経過措置、関連法律の改正等につきまして、別に施行法をもつて定めることとしたものであります。以上が、土地収用法の一部を改正する法律案の内容であります。何とぞ慎重御審議のほどお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました土地収用法の一部を改正する法律案について、逐条的にその内容を御説明申し上げます。

まず、第一条は、土地収用法の一部を改正する法律の施行期日について、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する旨を定めております。

次に、第二条から第十條までは、土地収用法の一部改正に伴いまして必要となる経過措置を定めております。すなわち、改正法の施行前に事業の認定を受けている事業については、土地細目の公告を終わつたものは現行法の手続によることと

第二十一条は、森林法の一部改正であります。これは土地収用法の改正にかかわらず、買受け権について現行の森林法と同じ扱いをするため必要な改正であります。

設コストと時価を基準として定めることとなっており、取用価格が事業認定価額とされることに対応して、建設コストと都市計画事業決定の時の価格を基準として定めることとした。

する場合には、規模によつて、面積によつて一定の単価を見出して要求している。しかし、農林省ではそういう行き方をとつておらぬというふうに聞いておるのですが、その点をひとつ詳細に説明

○説明員(手束兼一君) 全体の広さに応じまして必要な経費を計上いたしております。

○田中一君 林野庁は一ヘクタール百五十万円く

らいつの見当で予算請求は、要求はしているわけですね。それで、大体一ヘクタール百五十万円程度のものだと思うのですが、その点どうなんですか。

○説明員(手束兼一君) 面積に依る経費と申しまして、通常の造林等と違ひまして、その地域に依りまして、付帯する床固め、あるいは山地等々の工事が必要でございますので、面積当たり幾らと申しまして、それはその年の工事計画を積算いたしました場合に、結局面積を割つたら幾らになるかというようなことから工事費が出てまいるわけでございます。事前に、面積当たり幾らという点でもって要求するようにはなつておらないわけでございます。

○田中一君 御承知のように、昭和三年の閣議決定、これは溪流のはうは、当時の内務省だ、建設省。それから山腹傾斜地等は、これは林野庁、こういうように事業の区分をきめていたわけなんです。ところが林野庁が溪流砂防を行なつて、堰堤等をつくつております。その場合、最初の予算を要求する、いわゆる事業の規模をきめて要求する場合、堰堤をどの河川のどの溪流に堰堤をどういう規模のものをつくるというような形の予算はないわけなんです。これは、もしあるならば、私の間違ひであればそれを明らかにしてほしいと思うのですが、一定の区域、それも一ヘクタール百五十万というような単価をきめて、その規模、広さに依りて予算要求をして決定している。ところが建設省のはうは、これは溪流砂防ですから、どこまでも溪流における堰堤の築造ということを中心にして、いま河川局長が言つておられるように、資材、労賃、事務費等を加えて、それを一本一本請求しているわけですか。そういうわけなんです。河川局長、それでいいですか。

○政府委員(古賀雷四郎君) そのとおりでございます。

○田中一君 そうすると、昭和三年、四年、重ねてどうも区域の競合があつたために、こういう決定をして、昭和三年閣議決定というものをもう一ぺんここで読みますけれども、溪流工事及び山

腹の傾斜急峻にして造林の見込みない場合における工事は建設省、それから森林造成を主とする工事は農林省の主管とし、なお溪流工事といえども、右工事と同時に施行する必要がある場合においては、農林省の主管とする。詳細は実施に先立ち、実地につき両省において具体的に協定すること。こういうふうになつて今日まで砂防工事は進められてきているのですが、この協定を無視して、おのおのが自分の持ち分を出して、そうして仕事で競合しているという形がたゞさんあるわけなんです。これは何かというと、結局予算要求の際のこまかい、建設省の場合には、いま河川局長が言つておられるように、こまかく何々河川のどの地点においてどれだけの規模の堰堤をつくるのだ、こういう要求をしているのです。これは具体的に、こまかくやればいい。ところが、林野庁のはうはそうじゃないのです。いわゆる山腹の傾斜急峻にして云々という、その山腹の土砂の流出、流出というか、落下をとめるための工事をなす。だからこれは区域になるわけなんです。平面的に区域になるわけですね。それで要求しておいて、どの河川でどういう溪流の堰堤をつくるかという点では、これは全然予算の面にはあらわれないわけなんです。それは林野庁、そういうふうにはくは理解しているのですが、その点はどうですか。もし具体的にやつておられるのなら、具体的に四十二年度の工事は、どの河川のどの地点に對して堰堤をつくるのだ、山腹の工事をするのだとするのだという内容が示されているかどうか、ひとつ説明してください。

○説明員(手束兼一君) 砂防事業との事業協定につきましては、御説明のとおりでございます。その後、両省連携を密にいたしております。昭和十五年にも、この閣議決定の細部につきましての両省事務連絡調整というふうなこともいたしております。人事交流等もはかつてあります。計画上はきわめてスムーズな連絡がとれておると、私は確信いたしている次第でございます。予算要求の方法でございますが、先ほど申し上げ

ましたように、山腹荒地何ヘクタール、これを腹旧するに幾らかかる。これは、大まかに申しますればそういうことでございます。しかしながら、どうも先ほど申し上げましたように、普通の造林でございまして、一ヘクタール当たり幾ら、よつて何ヘクタールだから幾らというふうになるわけでございますけれども、治山事業につきましては、それに付帯する工事がございまして、その箇所所の工事に依りまして、これは一ヘクタールと申しまして、単価はいろいろと違ひわけでございます。それそれ積み上げになるわけでございます。したがって、全体の予算が、今年ほどどこそこそこ山腹工事を幾らやる。また谷間工事やるといふことを、ちゃんと計画があるわけでございます。さうな計画に對しまして予算要求いたしました結果きまつた予算、その予算額を当初計画いたしました山腹で割れば、これは一ヘクタール当たり幾らというふうな形が出てまいるというわけでございます。造林予算のように、一ヘクタールが幾らかかるから、荒地幾らについて幾らという機械的に作業したものでございせん。内容といたしましては、建設省の砂防でやつていらつしやることと規模は違ひます。規模は違ひますけれども、考え方としては同じものでございまして、具体的な工事箇所というものをきめて、これには当初から山腹砂防工事に付随する、関連する溪流の堰堤をつくるのだということが積算されて、もし言えれば、それが規模から言つて、一ヘクタール百五十万円という平均単価になるのだということなんです。

○説明員(手束兼一君) さうでございます。○田中一君 実は、建設大臣に伺いたいのですが、この四十二年度の砂防予算、それからかつての治水五カ年計画の実施状況、こういうものから見合つて、一体どういう形に現状なつておるかということですね、五カ年計画の実施状況でございます。一応四十二年度終わるわけですから、ど

りなつておりますか、現状というものは。進捗率といひましようかね。

○政府委員(古賀雷四郎君) 建設省の砂防事業につきましては、四十年から四十四年度までの五カ年計画におきまして千七百八十億を見込んであります。そこで四十年から四十四年度までの五カ年計画は、四十一年度三百六十六億三千五百七十一億五千七百万を予定にいたしてあります。それで、ただいままでの進捗率は、全体で約九百五十五億をただいままで三カ年で事業費につぎ込んでおまして、千七百八十億に對して五四%程度の進捗率を示しております。

○田中一君 大体私の調べたのと似ていますね。大体その数字ですけれども、一体これで、建設大臣伺いますかね、来年四カ年目なんです。来年また新五カ年計画を策定するつもりですか。ただね、こうして三カ年やつて五四%しか完成する見込みでしかないわけなんです。進捗率としてはですね、これでは、できないですよ。相当四十三年度に大幅に、計画はありますけれども、実際の予算を計上しなければ、これは達成できないわけなんです。近ごろ、去年、ことし、ここ二、三年台風がなくて、部分的な災害はあるけれども、大災害がないために、どうも砂防事業に對するところの関心が弱まつておられるように思ひます。この調子でいけば、これは河川改修にいたしましても、砂防にいたしましても、これは完成できないですよ、この五カ年計画の総額というものは、八千五百億というこの総額が消化できないわけですよ。その点はどういう見込みを立てていますか。

○国務大臣(西村英一君) 千七百八十億、九百五十五億使つて、残りが八百二十五億です。そうすると、これは三百七十一億ですから、これ予算はしり上がりですから、かりに四十三年度、四十四年度四百としても、もう達成できる。大体三カ年計画五〇%でいけば、しり上がりですからね、大体五四、五%にいけば、大体五カ年で達成できるわけですよ、しり上がりになりますか。

ら。私はこれは千七百八十億は、いまの砂防の予
防砂防に移るかというところは別でございま
すが、少なくとも千七百八十億に対してはこれ
は十分まかなえる、あと二、三年でまかなえる、
さように考えております。

○田中一君 ほかの道路や何かと違つてです、
災害がないと縮まつてきているのがいままでの現
状なんです。しかし、来年が四十三年、四十四年
を一年、初年度とするところの新しい計画を現在
立てようとしているかどうか、どうですか。

○国務大臣(西村英一君) まだ正直なところ、い
まそこまで詰めて考えていませんが、もう少しこ
の予算時期も接近しましたから、四十三年度の概
算予算も接近いたしましたので、それを見まして
考えたいと思います。まだ詰めておりません、そ
こまで。

○田中一君 これはね、河川局長、あなたのとこ
ろは去年もことしもあり災害がないものだから、
花形局にならないけれども、いまのうちにし
なければならぬと思うのです、いまのうちに。
それで林野庁のほうにも伺いたいのは、林野庁のほう
の砂防事業は伸びはどんなぐあいになっていま
すか。

○説明員(手塚善一君) 五カ年計画国・民有林合
わせまして千六百七十億に対して、昭和四十
二年度末は進捗は五六・二%でございます。これ
は計画伸び率によりますと、毎年大体一%程度
のものでございますけれども、金額といたしまし
ては、四十から四十一に対して一六%、四十
一から四十二に対して一七%と、まあ大体当
初計画いたしました率よりも伸びているわけでござ
います。単価の上昇、災害の発生等がございま
して、事業の關係から申しますと、必ずしも
十分な進捗とは申せない、かような状況でござい
ます。

○田中一君 建設省に聞きますがね、大体想定さ
れている一河川、一支出といひますか、一本の
予防砂防、堰堤をつくるというの、この新
五カ年計画発足のときに考えられたことなんで

す。大体一万本ぐらいいやろじやないかというよ
うな想定をされておったと思うのです。進捗率は
どうですか。これはもう大きな堰堤は別として、
ダム等の上流の砂防施設ですね、これはどうなつ
ていますか。たとえば先だって、つい二、三日前
に、昨日ゲートが決壊した、ゲートがこわれた
和知ダムなんかは、その上流砂防はどういうぐあ
いになっていきますか。

○政府委員(古賀雷四郎君) 砂防事業につきまし
ては、いろいろ種類がございまして、流路工それ
から堰堤その他ありますが、昨年は通常砂防事業
として二千八百四十溪流について事業を実施
いたしております。ダムの数等につきましては、
これ四十年度、四十一年度それぞれございますの
で、後ほど資料を提出いたしたいと思ひますが、
ただいま御質問の和知ダムの上流につきまして
は、由良川の上流に大野ダムというダムがござい
まして、そのダムの下に和知ダムがございます。
したがって、和知ダムそのものに対する溪流
砂防的なことは、ただいま実施いたしてござい
せん。

○田中一君 いやここでついでに伺つておきます
が、和知ダムの調査済みでしたか、和知ダムの現
状わかつていゝるなら、わかつておる範圍でひとつ
御説明ください。

○国務大臣(西村英一君) 実は非常に重大な事故
を起こしまして、まことに申しわけないと思つて
おるわけでございます。

去る二日の十一時ごろ、由良川水系で和知とい
う関西電力の発電所がございます。これは多目的
ではございませんで、関西電力が発電をするため
ダムをつくつたのでございます。で、工事が完成
しましたので、それぞれ会社から竣工検査の通知
を受けまして、こちらは和歌山の土木所長を監査
官に命じまして、同時にまた、電気事業の主官庁
である通産省も監査官を命じまして、建設省と通
産省ともに六月の二十六日に監査にかつたわ
けでございます。その途中のできごとでございま
す。実は現場ではまあ監査もや終了いたしましたし

たので、検終——まあかりによからうという、こ
れは現場でもやるのでありますが、本終了書は出
してないのではありませんが、そのときに二日の日
に三号ゲートを少し一尺ほどあけておつた。とこ
ろがだんだん流水、ごみが流れてくるので、水門
が四つありますが、第三ゲートを一尺ほどあけて
水を流してある。しかし第四ゲートでごみを流す
設備があるわけですから、まず第三ゲートをとめ
て第四ゲートのじんがいゲートを——ごみを流す
ゲートをあけようとした瞬間に、第三ゲートがも
ろに流れたのでございます。しかし第三ゲートと
第四ゲートの關係はないのでございまして、とき
たままたまようどそういう操作のときに流れたと
いうことでございます。不幸なことに、すぐ発電
所現場といたしましては、それで下流に警告を発
したために、自動車も相当数出して警告を発
したのでございまして、やはり一人の方が犠牲に
なつたのでございまして。ただいまこの調査にか
かろうとしておりますが、ゲートは百メートルほど
下流にとまっております、これを早く引き揚げ
なければならぬというあれはできないのでございま
す。しかし警察のほうで現場、過失致死罪の刑法
上の問題もあつたので、しばらくの間現場を維
持してもらいたいということもございまして、そ
の現場維持をなるべく早くひとつといひたいだ
く、いま交渉中でございまして、警察と。といへ
らいます、ゲートを引き揚げるのができま
したならば、どういふことが原因であるかというこ
とを詳細に調べたいと思つておるわけでございま
して、ダムの工事は大阪所在の株式会社森本組、
ゲートの製作者及び取り付けこれは日立造船株式
会社がつたんで、しかし契約上どういふふうな
ことでどういふふうな取りつけをやるかというこ
とになつていゝるのか、両者の關係があるのか、森
本組と日立造船の間に。そういふことまだ詳細に
わかつておりません。私の最も心配いたしますの
は、それでなくても非常にダムのことについては
いろいろ問題もあるさなかに、こういうことで一
つ人身の死傷者がでたということについて、非

常に憂慮をいたしてある次第でございます。した
が、いまして、関西電力の幹部の方々も私のところ
に見えましたが、それとは別に、この事故原因に
つきましては徹底的に調査をしたい、かように考
えておるんですが、さらに詳しいことは河川局長
おりますから答弁をさせたい、以上でございま
す。

○政府委員(古賀雷四郎君) ただいま大臣から事
故の概略の報告がありましたので、私補足して簡
単に申し上げます。

和知ダムは高さが二十五メートル二十、長さ百
四十四メートル、コンクリートの体積が二万四千
二百立方メートルでございまして。ゲートは高さ十二
メートル、幅九メートルのものが三門、これは一
号から三号までのゲートです。一号、二号、三
号、四号と申しますのは、由良川の本川を下を向
きまして、左から一号、二号、三号、四号になり
ます。四号ゲートがいわゆる流洗ゲートと称しま
して、先ほど大臣から申されたように、ごみを捨
てるような穴がゲートの上部についておりまし
て、ごみを流すようになっております。そこで流
洗ゲートは、高さ二メートル、幅四メートルの流
洗ゲートつきゲートでございまして、それも合
せまして高さ十二メートル幅九メートルの同じも
のでございまして。それが一門ございまして。それ
から有効貯水量は百二十八万六千トンでございま
して、総貯水量は五百二十万トンでございまして。
その時点の計画洪水量は二千六百四十トンでござ
いまして、毎秒二千六百四十トンで、下流の無害流
量は約三百トン程度でございまして。先ほど申され
たように、事故が起こると同時に、直ちに関西電
力は自動車を、警報車を派遣しまして相当数を退
避せしめました。話に聞きますと、約五十名ほど
が退避したということになっておりますが、二名ほ
どが流された、そのうち一名は助かった、一
名は行方不明になつてきのう死体があつたとい
うようなお話でございまして。

河川法の処分の關係も簡単に申し上げます。昭
和三十六年三月一日に関西電力より当時の河川管

理者、これは二級河川でございます。当時の河川管理者京都府知事あてに、発電水利使用に関する流水占用及び工作物設置の許可申請が提出されております。そこで、京都府知事から大臣あてに認可申請がございまして、大臣が四十年の十二月十三日に大臣認可をいたしております。そのとおり認可をして四十年十二月十七日に京都府知事が関西電力あて、先ほどの申請の許可をいたしております。四十年四月一日に二級河川となりましたので、河川管理者は建設大臣となっております。それから、なおその間におきまして、四十二年四月一日に河川管理事務の専決規程におきまして、ダム竣工検査等につきましては地方建設局長に専決させることにしております。それから四十二年五月三十日に、関西電力が近畿地建局長あてにダム竣工検査申請がございまして、先ほど大臣が申されましたように、六月二十六日に竣工検査を行なっております。大臣のお話のとおり、検査の結果、完成検査終了書というものを現場で交付しておりますが、合格書は地建局長が当然交付すべきものでございまして、合格書はまだ未交付でございます。同日に電気事業法に基づく現地検査を完了いたしております。これは大阪通運局の神吉検査官でございます。

それから先ほどお話にありましたように、和知ダムの本体工事は、株式会社森本組と関西電力で契約をしております。工期が四十一年二月十九日から四十二年九月三十日までになっております。それからゲート製作につきましては、四十一年八月九日にゲート製作、据えつけ工事を株式会社日立造船所と関西電力が契約をしております。工期は四十一年八月九日から四十二年の七月三十一日までになっております。なおゲートにつきましましては、四十一年の十二月にゲート締着部の工場検査は完了されております。それから四十一年の二月から四月に扉体——あるいはテンターゲートと称しまして、広がっております、この先に水門を、水圧を受ける部分がある、そういう扉体部分の戸ありの仮組工場検査を完了いたしております。

ます。それから四十二年四月に扉体、捲揚機の現場据付検査完了を関西電力がやっております。それから六月二十五日に、現場で無荷重試験完了、荷重のない、水圧のかからないゲートの検査を完了しております。これは関西電力と日立造船の間で行なわれております。六月二十六日に、先ほど申し上げました近畿地建と大阪通運局の検査を完了しております。それから六月三十日に、ゲートの有荷重試験を続行中でございます。ダム本体につきましましては請負契約上の完成検査は完了になっております。それからダム本体及びゲートにつきましましては、関西電力は請負業者より契約上の引き渡しを現在の段階では受けていないという状況でございます。

以上簡単でございますが、補足して説明をいたしました。

○田中一君 私は審判にしまして、ゲートがふっ飛んだということは初めて聞いたんですが、かつて矢別ダムがゲートが上からぬためにその上部が決壊したことはあります。十何年前にあったけれども、そんなことがあるんでしょうかね。非常に今度の問題は小さいような問題だけれども、まあ溶接等が、そういうものはあり得るだろうと思うけれども、しかしそういうことは今までないし、またみな下流の人たちも、流域住民も安心してます。大体どのくらいの流量が、一つのあのゲートが飛んだために流れたんですか。

○政府委員(古賀雷四郎君) ゲートは四門で、先ほど計画洪水量二千六百四十トンを通すようになっております。したがって洪水時は六百六十トンを一門で担当するということになっております。あの際に水位の関係から、瞬間流量としては約五百トンが想定されております。しかし、河道に入りまして河道は幅が広がり狭くなっておりますので、その流量の貯流等が行なわれまして、河道は低減いたしております。福知山におきまして突進いたしたところ、大体二百トン程度の流量になっております。無害流量程度になっております。

○田中一君 そうすると、何時間でもその水はすつかりきれいになりましたか、何時間後に。ちょうどあの事件のときに、ぼくは嵐山にしまして、非常にたいへんな水が来たのです。雨の最中に、桂川で……びっくりしたのです。何だろうと思つたのです。しかし、そんな大きな水が流れてきたわけじゃないから、桂川では。何時間ぐらいかつたのですか、それがきれいになるには。

○政府委員(古賀雷四郎君) 大体一時間半程度でなっております。精細につきましては、ちよつと間違ひがあるかもしれませんが、後ほど御報告いたしたいと思います。

○田中一君 そのほか被害は……。まあ一人の方が犠牲になったという以外の被害はどうですか。

○政府委員(古賀雷四郎君) ただいまのところ、現地から河川の被害その他の被害につきましては、たとえば堤外民地の冠水とか、そういう問題につきましては、報告を受けておりません。

○田中一君 建設省の検査官ですね、これに対する行政上の責任というものは若干あるのですか。○国務大臣(西村英一君) まだそこまで実は原因がはつきりしません。検査官に対する責任問題はどうだとかいうことで、まだちよつと考えられませんが、しかし、事柄が非常に重要ですから、いろいろ調べてみたい、かように思つておる次第でございます。

○国務大臣(西村英一君) 十分調べましたら御報告申し上げるつもりでございます。

○松永忠二君 関連。こういうことが新聞等に出ていたのですが、近畿地建の局長の話で、検査は設計どおりにできているかどうかということを見る程度であつて、検査方法は考え直す必要があるかもしれないということが出ています。で、河川法の施行規則の第九条というのに検査のことが出ておりますね。これを見ると、私たちしろうとでも別に構造とか、そういうものについて検査するわけじゃない。で、河川管理という立場から検査をするので、要するに設計そのものについても最後の検査のときのことについても、それほど構造的な面については明確になつていないわけですが、きょうの新聞あたりによると、河川局長の言の中にも、少しそうしたものに付いて方法の再検討が必要ではないかというように点に触れられて出ているので、この点についてちよつと局長の意見を聞きたいわけです。

○政府委員(古賀雷四郎君) ダムの今回の事故は、主としてゲートに関する部分が多いわけでございます。ゲートにつきましては、まあ鋼材の安全率等につきましては四程度見ておりまして、かなりの安全度を持つております。それから設計の基準等につきましては、水門鉄管協会の水門鉄管技術基準によつてやっております。材料の安全率も四程度になつておるということになっております。それからダムについては、もちろんダムの設計基準がございまして、それでやるようになっておりますが、今回の事故にかんがみまして、契約者と施工者の間の検査関係をもう少し明らかにすべきじゃないか、たとえば材質の検査をどういうぐあいによつたかというように、そういう問題の資料を見てゲートを検査すると、資料を提供してゲートを検査するということ、それが、その間になされておらずに、業者と関西電力との契約の検査の係と、完成検査におけるそういう資料の内容等につきましては、この完成検査を完全にするためには、どうしてもそ

ういつた資料の提出を願うということにしていか
なければならぬのじゃないかというふうに考
えておりました、これらの問題をなお精細にひとつ
検討してまいりたいというふうに考えておりま
す。

○松永忠二君 通産省の検査も行なわれるわけ
ですが、通産省検査というのは、どういふふうな限
度で行なわれるのですか。

○国務大臣(西村英一君) これは電気事業法に
よつて、通産省もやはりその発電所のみならず、
ダムにつきましても、その全部についての一応の
検査があるわけです。その上にさらに建設省とし
ましては、やはりダムによつていふ言つたとお
り、そのような事故で一時に大きい水が流れる
と、やはり被害を起すわけですから、ダムに関
する限り二つの検査がかぶつておると私は思うの
であります。通産省は、ダムは私は関係がないとこ
ういうわけではなくて、ダムを含んでの発電所そ
の他電気設備についての検査、建設省はさらにダ
ムは発電用ではなくてやはり災害防除の点から
と、ダムについては二つの官庁が検査をする、こ
ういふふうなものであらうと、私は推察をいたし
ておるのでございます。

○松永忠二君 こういうことも書かれてあるので
すね、「完工してからでは、設計許可通りの材料
が使われているかどうか、などはわからず、とか
く形式的なおわりがちだ」といふふうにいま反省
があるのです。この完成のときに検査をする項
目の中にも、具体的にそういうものは全然出てお
らぬわけですからね。だからそういう点について
は、やはり完成の検査規則というふうなものにつ
いても、相当最後の段階において、その竣工検査
にあつたてな充実する面があるというふうな
考えておられるのですか。

○政府委員(古賀雷四郎君) 完成検査の内容の問
題でございますけれども、これにつきましても、
今回の事故にかんがみまして、検査の内容あるい
は検査の内容をどういふ形で具現するかは別とし
まして、たとえば業者と契約者の間で行なわれた

検査のときに資料を提出してもらひ、資料を作成
してもらつて、完成検査時に、そういう重要な部
分に関する精細な報告を受ける、そういうものが
必要じゃないかと思つております。したがいまし
て、完成検査の規則に、いわゆるダムが今後河川
管理上非常に致命的になるような点につきまして
は、具体的な資料の提出を願つて、検査をしてい
きたいというふうに考えております。

○松永忠二君 その点については、やはりなお検
討してほしいという気持ちがあるわけです。確か
に河川法の立場から言へば、河川管理者という立
場から、その操作の問題であるとか、あるいはこ
れが河川維持のためにどういふふうな影響がある
とか、そういう面についての資料を提供しなけれ
ばいかぬことは、項目をあげて書いてあるわけ
ですね。したがつて、こういう点について特に建設
省が関心を持つということとは、当然なことと思
ひわけけれども、しかし届け出の際、認可を与
える際も、建設の関係の単なる設計の図を出させ
て、それによつて認可をされているのが実情のよ
うです。したがつて、いまお話しのように、一体
そのつくられたものが、構造的にどういふふうな
力を持つていられるものか、またそういう検査
を、実際さつきお話しのようにやられているよう
だけれども、その資料が具体的に提示をされて、
その上に立つて検査をされるというようなことは
必要のように、私たちも思うのです。この点につ
いては、所管も何か通産省と建設省にまたがる両
方の検査が必要だといふようなことであります。
こういう点についてもとかあることであります。
いすれがこういう問題についての責任を持つた
か、こういう点についての点が明確になつていな
いような感じがするわけです。なお検討を要する
問題だと思つていますが、この構造の問題について
の管理の所在というのは、一体どこにあるのがほ
んとうなんでしょうか。

○政府委員(古賀雷四郎君) 当然電気事業者にあ
るべきだと思います。
○松永忠二君 私が言っているのではなくて、そ
ういうことを検査するといふ、そういう最終の場
所というのはどこにあつてしかるべきものなんで
すか。

○政府委員(古賀雷四郎君) この河川管理者とし
ての検査は、河川法に定められておりました、そ
れから電気事業法に基づく検査も、電気事業法で
検査するようになっておるわけです。したがいまし
て、若干そのダムの検査についてオーバーラッ
プした部分があります。しかしそれぞれ、この
ダムは電気事業が主として行なわれる専用のダム
でございますので、そういう点で、両方から検
査官を出して具体的に問題を検査していくといふ
ようなことになるかと思ひます。

○松永忠二君 構造といふ問題についての監督と
いいますか、責任といふのは、どこにあるのです
か。
○政府委員(古賀雷四郎君) 構造等につきましては
は、発注者から申請のときに、水門鉄管協会の水
門鉄管技術基準でやられるのだが、ダムはダムの
設計基準でやられるといふようなことで申請が出
てきておりますので、発注者が当然責任を負うべ
きものと考えます。
○松永忠二君 そうしたものを検査するところ
があつていいわけですね。やはりそういう点につ
いての管理の検査といふものは、建設省の所管事
項だといふふうに私たちは思うのですが、しろう
となりに、こういう点はどうなんですか。

○政府委員(古賀雷四郎君) 発注者としてしまし
ては、先ほど申し上げましたように設計基準に基づ
いて物が完全にできたかどうかといふことを確認
して、初めて物を受け取るわけでございます。こ
れが発注者もそのゲートが完全にできていふこと
とが前提になるわけです。そういう検査は、発注
者として当然やらねばならぬ、そういう段
階を経ましてダムが全体的に完了したといふこと
で、完了の検査を建設省なり通産省が行なつてお
るわけでございます。

○松永忠二君 そういう水圧に対する構造的な面
を証明されたものと、そういうふうなものにつ
いてのものを一応調査の段階で確認をして、そう
してなおかつその他の管理的な面についても異状
がないか検査をして、それが検査の完了になると
私たちは思うのです。したがつて、やはり従
来そういうことについていろいろ方法がとられ
たといふことについては、別にどういふこと
を言つていふのではないけれども、なおその完
全を期するためには、やはりその検査の事項につ
いて、もう少し検査の事項を加えていくといふこ
とについての所管の場所は、やはり建設省である
といふふうに私たちは考えるんですが、この点どう
なんですか。

○政府委員(古賀雷四郎君) 今回の事故にかんが
みまして、われわれとしては検査すべき事項
を検討しまして、たとえばピンのところにおける
材質のレントゲン写真とか、そういう問題をも
体的に発注者に提出させる、そういうことも検
査項目、それは一例でございます。まだほかにも
あるかもしれません、そういうことも具体的に
に考えていつたらどうかといふふうに考えており
ます。特に重要な部分についてだけそういう方
法をとるような考えをいたしていきたいといふ
ふうに考えております。

○田中一君 四十二年度の予算の中にある急傾斜
地崩壊対策事業、これは補助事業ですけれども、
これと砂防事業との関連はどういふ見解を持つて
いるのか。
○政府委員(古賀雷四郎君) 急傾斜地と申します
のは、一般に河川の流域とは、もちろん大きくは
関係ございしますが、河川の流域からはずれてがけ
がございします。そのがけがくずれることによつ
て、四号台風等による死傷者が非常に多かつたわ
けでございます。その対策のために、がけくず
れの防止をはかりたいといふことで、急傾斜地を
予算要求しまして、四十二年度に二億の事業費を
もつて行なう予定にしております。ただ、これに
つきましては、全国的にたくさんございまして、
これは宅地造成等規制法に基づくものは別とい
はしまして、従来からありました家屋、そういうた

ものは非常に危険な状態にある。そういうこと
でこれらの対策を行なう予算でございます。

○田中一君 林野庁に聞きますが、この急傾斜地
崩壊対策事業、これはあなたのほうのやつてい
る山腹砂防等にも、その地点が同じところにある
ものがあるんじゃないかと思うんですが、その点
はどうですか。

○説明員(手束一君) 山腹等に関連いたしまし
ても、当然危険なような集落、家屋等の存在はご
ざいます。ただ建設省でお考えになっておりま
すのは、主として何と申しますか、比較的連続し
た山岳地帯というようなことじゃなくて、がけの
ようなもの、住宅等には、宅地規制法等には関連
はないが、しかしやはり家屋ががけ等であぶない
とかいうようなところについて、主として御注
目なさっておられるように承っております。ご
さいます。しかし、その境目等につきましては、や
や所管等につきましてもいろいろ行政の上で一致す
るものもあるかと思いますが、その点は十分研究
して実施したいと思っております。

○田中一君 西村さん、どうも林野庁と建設省は
砂防関係のものは競合するような印象を、私たち
受けるのです。事実、山腹等山の中でもって相
当こうした現象が起きている。ただ人畜に死傷が
ないもんだから、これは直接問題になりませんけ
れども、奥地のこうした崩壊地区というのは、相
当あるのです。私なんか知っている範囲でも、
山へ行ってみると、山が変わっている。おかし
いな、ここに道があったのになんかということがあ
るのです。だから、林野庁の主として砂防とか地
すべりとか、そういうものに関連する仕事とし
て、あつちがとるからこつちも予算とるんだと
いって、同じような仕事やっていると形は、
これはやはり避けなやならぬと思うんです。建
設省は、えてしてそういうことやるのです。た
えば厚生省は一つの例でもって厚生住宅という
のを六十億程度とると、とんでもない、すぐに
こつちでもって立法して産業住宅をとるとか、
同じような仕事を、事実林野庁でやっているん

すよ。それだから、そういう面は林野庁でやつて
もらつたらいいのです。何か競合するように仕
事をやる。砂防にしても、よく私が悪口を言う伊
勢のあれなんか、まるで百メートルか五十メー
ターぐらいそばに農林砂防と建設砂防がくつ
ているのです。同じ地点に同じものををつくる。こ
れは昭和三年の閣議了解にあるように、もつと緊
密に話し合いをすればいいと思う、行政という仕
事の面については、現に地すべり対策事業という
ものがあるわけですね。これは崩壊と同じような
ものです。もつともよつてくる原因は違うかも
しれませんけれども、現象は同じですよ。何か事
がある、それにくる。ことに建設大臣は同じ富
士山の大きくすれ、あれを何百億でもいいから仕
事をやってみようじゃないかという勇ましい非常に
日本的な、良心的なというか何というか、ぼくは
あまり賛成しませんが、発言をなさるけれども、
あれ一体だれの所管ですか、地すべり対策——大
くすれと言つたかな、富士山のあれはだれが担当
しなければならぬ性質のものですか。

○田中一君 御名答です。あの土地が、富士山が
だれの所有です、そうすると。
○田中一君 西村英一君) まだ所管がはっきりわ
かつていません。いろいろ争いがあるところでご
さいます。したがって、総体的に政府が責任を持
つというわけでありませう。

○田中一君 人畜に關係ない地点ですよ。これは
国民感情としては、あいつをとめたいいいじやな
いということなんですけれども、直接人畜に關
係がない。それよりもつと、そんな二百億も三
百億もあるなら、もつと国民の苦しんでいる、国
民のしあわせを考えて使つたほうがましだとい
う気持ちもあるわけです。これも国民感情の一つ
です。それで富士山には林野庁が担当する面があ
りますか。

○説明員(手束一君) 現在中腹の国有林につ
きましては、実施いたしております。

○田中一君 あの崩壊でもって国有林に相当の被
害ありましたか。

○説明員(手束一君) 国有林自体はいたしまし
ては、下部のほうにおきまして多少林縁が削られ
たという程度の被害はございますけれども、た
いしたものではありません。

○田中一君 将来あれはどんな崩壊が進むとす
れば、相当の被害を感じますか。
○説明員(手束一君) 被害と申しますのは、御
質問の意味は、国有林が被害をこうむるかどう
かという御質問でございます。林縁等が削られ
たり、それから上方からの土砂崩壊によりまして
それが林内にあふれますれば、これは森林が荒廃
をする、こういうことにならうかと思ひます。け
れども、この際の被害と申しますのは、やはり
そういうことが下流に及んで、そして都市なり農
村なりというところにならう被害を及ぼすかとい
う観点とあわせて考えてまいらねばいけません
と、かように考えております。

○田中一君 あの崩壊でもって国有林が少しぐら
いぐずれでもしやうがありません——しやうがあ
りませんと言つちや、ことばが過ぎるかもしれな
いけれども、まあそのくらしい気持ちのもので
す。大臣はあれに対して非常に情熱を傾けて対策
を立てようと言つておられるけれども、一体どのく
らいかかるというか、どのくらいかかって、どうい
う対策を立てようとしておられるのですか。
○田中一君 西村英一君) いまその大沢くずれに
よる被害につきまして、建設省は五カ年計画でず
いぶん前からやつてみたのですが、やはり農林省
とも関係がありますのでうまくいかないので、昭
和四十年に、五カ年でもつてひとつ下流の被害を
軽減しようじゃないかということで、現在建設省
で五カ年一億、農林省で六千万円、一億六千万
円で農林省の部分、建設省の部分、それぞれ防災
をやっているわけでありませう。しかし、やはりそ
れにもかかわらず下流のほうの被害もあまり改善
されていません。かたがた大沢くずれそのものに
つきましても、いままでそれぞれ研究はいたしてお

るけれども、あまり真剣に取り組んでいない。こ
ういうわけで、はたしていまの五カ年計画の規模
くらいで、この大沢くずれそのものでなしに、下
流のほうの防災もできるのだからどうかという
ことも、もう一べん再吟味したい。それには、ま
ずやはりもとを正さなければならぬから、大沢く
ずれの防止いかん、人によつてはそこを火山
の先生だとか地球物理の先生は、そんなのは地球
が変わつていくような、宇宙がかわつていくよう
なものに手を出さうというよりは、それは無謀だ、ほ
うておけばいい、崩壊するのはいずれもいじや
ないか、こう言う方々もあるのです。そういう
方々は大体やはり千年とか一万年とかいうことを
単位にして考える方々なんです。しかし、私たち
は、大臣は一年しか寿命ありませんから、(笑
声)それに比べるとやはり五年や十年のことはや
はり考えなければならぬから、大沢くずれも何と
かして、これも全然防止するといふわけにはいき
ませんけれども、何かひとつ方法はないうか
ということ、私は実は建設省にそれぞれの気象
関係、それから火山の関係の方々、地球物理の関
係の方々、あるいは歴史の関係の方々、そういう
ような者を集めて、上からひとつ大沢くずれ
そのものを攻めていって、方法がないならそれで
よろしい。しかし、現実に農林省はやはり農林地
帯の被害の防除をやるうとしておられる。その行為に
いたしてもいいような規模ですと、六メー
ターや七メーターのダムをつくつたつて、下にど
んどん石が流れていく。もう少し大規模にやれ
ば、せつかくダムをやるのですから、それでもつ
て上からの石を防ごう、それがなければ下までく
るのですから、やはりいまやつておられる農林省の、
あるいは建設省の砂防につきましても、もう少し
やはり規模を大きくしてやつたほうが、被害が少
なくなるのじやないか。このように考えまして始
めたのでございませうが、人によりましては、田中
先生のようにそんなものはないという方々もありま
す。また、富士山の形がよくなるのじやないかと
言う人もありますから、そういうこととにかか

取り組んでありますが、どういうことになるかは、少し結果を見たい、また皆さん方の御指導も仰ぎたいと、かように考えております。

○田中一君 最後に聞きたいのは、せんだつてから大臣相当発言なさっているいわゆる貯水ダムですね。これはひとつこの本年度の四十二年度の予算でどこにどれだけの予算をもつて幾つづくるかというのを、ひとつ川の名前、地点の名前も入れて資料を出してください。わかつていけば説明を聞きますけれども、それから、それが今年度、それはこの五カ年計画に入っているものかどうか、またそれ以外のものでもやるのか。その点の予算の立て方、それから範囲等もひとつ出してほしいと思うのです。もしわかつていて、数が少なければ、いまここで説明してくれてけっこうです。

これは私は賛成なんです。その構想にはみんな賛成なんです。私は非常に賛成なんです。かねがねそういう政治家が、行政官が、大臣が生まれることを希望しておつたのですが、あなたをそれやろうというので非常にいいことです。それで、今後五カ年計画に織り込んでやるのか、あるいは本年度試みにやってみようというのか、その点をひとつ規模を明らかにしてほしいと思います。

○國務大臣(西村英一君) これは、まあ大蔵省と折衝をした結果ですが、十カ所ほどやろうと思つております。来年は相当な個所を、いまその個所は言えませんが、言いますと、大蔵省がまた先に……。私は個所も大体このくらいは要求したいということを持つておりますが、いまそれを言いますと、大蔵省が先に予算上で防戦しますからちよつと言にくいのですが、とにかくやはり降つた水をためておきたい。それがやはり治山でもあり治水でもあるという考え方に基ついてやりたいと思うのであります。したがって、来年の予算要求は、相当大規模にしたいと思つております。そのために、これも現在のまあ五カ年計画のワク内ということになります、この予算が大きくなれば、五カ年計画そのものもちよつと直していかなければならぬじゃないかという考えを

持つております。いま一番考えておることは、いま言いましたような水をためておく設備をするということ。最近中小河川、ことに都内の中小河川が、にっちもさっちもいかない。これはばく大な金がかかるわけでございます。したがって、そういうものにどうして対処していこうかというところが、河川として重要なことになっております。

それからがけくずれの話が出ましたが、実はがけくずれは、これは非常に広範囲に考えると、果てしないことになりますし、これをどういうふうな程度にとどめるか。現在のところ、これはやはり人家を、人命の尊重から人家を対象にしてきたのでございまして、たつた一軒あるが、その上のがけを直してくれと言つても、なかなかそれは果てしないことになります。しかし集団的にある部落がある、二、三十戸、四、五十戸ある。それでその上の山から一雨、集中豪雨がくると必ず流れる、必ず崩壊するということを目にあてにしたいと思つておりますが、これを果てしなく広げるといふことは、予算上もたいへんございしますし、特定の方はかりに、一軒の家がある、おれのところの裏山はどうも危険だからやつてくれという、こういう場合に、そういう一軒、二軒についてのがけくずれは、十分直したいという気持ちでやつていくわけでございます。

○田中一君 そうすると、十カ所はどこですか。それで予算は幾らですか。

○政府委員(古賀重四郎君) ダムの地点あるいは予算につきましては、後ほど資料で提出したいと思つていますが、いま大臣が申されたのは、中小河川の対策と治水の、湯水補給のダムでございまして、いわゆる治水ダムと称しておるやつでございまして、これは加治川等十カ所をたゞいま実施計画調査に着手しております。それから、そのほかに直轄の多目的ダムの建設工事等、あるいは補助ダムの建設工事等がございしますので、これらにつきましては地点名それから予算、五カ年計画に入つて

いるかどうかにつきまして、具体的に資料を提出していただきたいと思います。

○田中一君 明年度三十カ所ぐらいという話ですけれども、何でしょう、もつとやつたつていいでしょう。

○國務大臣(西村英一君) 私の考えておるのは、そんな規模ではございません。もう少し大きいです。

○田中一君 これは非常にいいことで、当然これは都市問題なんです、一つの。決してこれはただ単に山間僻地の、山の中の貯水じゃないのです。都市問題です。いま一番問題になっておる都市問題の一つなんです。非常にいいことをやると思つて感心しているんですが、これは大いに、これこそ大沢くずれよりも、こつちのほうに情熱を傾けてやつてもらいたいと思います。

○相澤重明君 一つ資料要求したいと思つて居るけれども、大臣が御出席だからひとつお調べになつて、でたら資料を、これは河川の問題でありませんが、旧陸、海軍、いわゆる戦時中大都市においては強制疎開を行なつたわけですね。その強制疎開を行なつた中で建設省が持つておる道路予定地、これは建設省の所屬もあると思つて居る。しかし終戦直後、各省単独に処理できないものは、総理府でこれは所管をしておつたのがあつたのではないかと。いわゆる当時総理府といひましたが、いまの総理府、そういうことで内閣直屬がこの道路の用地を持つておるといふものもあるのではないかと、これが全国でどのくらい現在残つておるのか。つまり建設省や総理府がそれぞれ持つておる道路予定地というのはどんなものであるか。それがおそろく、従来調べてみると、旧軍は買収しても仮登記が多いわけですね。本登記になつていない。こういうもので、あとで土地収用法の問題もいろいろ市街地開発の問題に係つてくると思うのですが、その旧軍が強制疎開をさせた道路敷地というものは、一体どのくらいあるのか。道路になつておれば、これはもう道路に

なつておるのですから、建設大臣が所管するなり都道府県知事が管理するなりされていく。そうでないこの道路予定地というものは、どのくらい国有財産があるのか、これをひとつお調べをいただきたい。私も具体的に二、三事例を持つておるわけですが、これは、いずれあとでまた関係の法律のときに御質問したいと思つて居ますが、一応お調べ願いたい。できれば資料を提出願いたい。

○國務大臣(西村英一君) いまの御発言ですと、十分よくのり込めませんが、いずれ土地の問題につきましても御質問材料がほしいわけでございますし、ひとつできるだけ調査をいたしまして提出したいと思つて居ます。

○委員長(藤田進君) 本件についての質疑は、この程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

昭和四十二年七月十二日發行

昭和四十二年七月十一日印刷

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局